

# 日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会(略称：TPU) ロゴ・キャッチコピー等制作委託業務 プロポーザル募集要項

## 1. 募集名

日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会(略称：TPU) ロゴ・キャッチコピー等制作委託業務

## 2. 募集背景、及び概要

日豊海岸3市(臼杵・津久見・佐伯)による広域観光推進組織として平成19年に発足した当協議会では、東九州自動車道の臼杵・津久見・佐伯エリアの高速道路開通もあり、日豊海岸ぶんど井街道や日豊海岸島めぐりなど県南3市の素材を活用しながらプロモーションを継続してきました。そして、2024年2月に日豊海岸が国定公園指定から50周年を迎えるにあたり、「あり方検討」(別紙1参照)これまで以上に大分県・福岡県・宮崎県での認知度向上、大分県南3市への誘客を図るため、コンセプトに沿ったロゴ・キャッチコピーを制作し、各事業に反映していきたいと思っております。

### ■ターゲット

- ・大分県・宮崎県北部・福岡県中心部
- ・20～40代のグループ(ファミリー層を含む)

## 3. 募集内容

### ■ロゴデザイン、キャッチコピー、ロゴと合わせたキャッチコピーデザイン制作

- (1)別紙「あり方検討」を基に、大分県南3市(臼杵市、津久見市、佐伯市)が連携した当協議会の活動を表現すること
  - (2)ロゴとキャッチコピーはカラーバリエーションに対応できるデザインにすること
  - (3)モノクロで使用してもデザインの趣旨が伝わるもの
  - (4)ロゴとキャッチコピーは組み合わせで使用することができ、またそれぞれ単独でも使用できるデザインにすること
  - (5)ロゴは極端な横長、縦長にならないようにすること
  - (6)キャッチコピーは横書き、縦書きに対応できるデザインとする
- ※ブラッシュアップの為の作業が発生する可能性あり

提出例：



※ロゴの形、キャッチコピーのレイアウト場所は問いません。

#### 4. 使用例

協議会の活動の広報、他販売商品等で活用

例：WEB、紙媒体、のぼり、ステッカー、缶バッジ、バック等

#### 5. 予算

上限 500,000円(税込)

他追加プロモーション事業の依頼の可能性あり、要相談

#### 6. 応募方法

(1) ロゴデザイン、キャッチコピー、ロゴと合わせたキャッチコピーデザインの提案書

(2) 見積書

(3) 応募者基本情報

社名(個人の場合は氏名)、担当者名、過去制作実績等、メールアドレス、電話番号

- ・上記(1)~(3)応募書類を(PDF)をメールに添付してご応募ください。
- ・メールの件名は「TPU ロゴ・キャッチコピー応募」としてください。
- ・郵送での応募は不可とします。

#### 7. 応募・問合せ先

日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会事務局

(一社)佐伯市観光協会 藤原

[gxsta01@gmail.com](mailto:gxsta01@gmail.com)

#### 8. プロポーザルスケジュール

10月11日(火) 14:00 公募開始

11月15日(火) 14:00 応募書類提出締切 ※書類審査を行い後日連絡

11月下旬 最終審査面接(日時相談)

#### 9. 注意事項

- (1) 選定された応募者は、その提供作品についての著作権(第27条及び第28条に規定する権利を含む)は日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会(以下、協議会)に譲渡する。
- (2) 応募者は著作人格権は協議会に行使しないものとする。
- (3) 応募者から協議会への著作権移転の対価は、制作予算に含まれるものとする。
- (4) 応募作品はオリジナルであり未発表のもので、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。公序良俗に反しないものとする。
- (5) 応募作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、全て応募者の責任とする。
- (6) 本募集要項に定めない事項及び事業実施にあたって疑義の生じた場合は、協議会と協議し、その指示に従うこと。

- (7)本業務を遂行する上で知り得た情報などについては、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (8)本業務の検査完了後に瑕疵が発見された場合、応募者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合において応募者の責任は、本業務の検査完了日から1年以内に請求があった場合に限る。
- (9)応募者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関して委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければいけない。
- (10)応募者は、委託者の承認を受けないで、再委託をしてはいけない。
- (11)委託者は応募者の個人情報を本公募に係る事務以外の目的で使用しない。
- (12)採用作品の使用にあたり、必要に応じて色・デザイン等の修正・加工、商標登録を行うことが可能なフォントへの変更などを行う場合がある。
- (13)採用作品については商標登録をする可能性がある。

以上